

個人情報の第三者への提供について

個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

しかし、被保険者等にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示の同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものいたしますので、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

- ・ 傷病手当金、出産手当金等保険給付の請求にあたり、事業主を経由して申請等行うこと。
- ・ 保険給付金の支給明細書について、世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。
- ・ 医療費通知について、世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。または被保険者が医療費明細を閲覧できること。
- ・ 高額療養費について事業主を経由して支給すること。

この取り扱いにご同意いただけない場合は、下記問い合わせ先まで、書面にてお申し出ください。お申し出がない場合には、同意があったものとさせていただきます。

<問い合わせ先>

プルデンシャル健康保険組合

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー7F

電話：03-3519-6500

2018（平成30）年3月1日 改定

2020（令和2）年4月6日 改定

附 則

2025（令和7）年9月1日 改定